○中部地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	浜松市南区米津町字岡新田二五九四番二から同市南区堤町字浜新八八六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○中部地方整備局告示第四十一号

平成二十九年四月一日付けで次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
亀山市山下町字於登志三一四番二五から同市山下町字鍋田一五一二番一まで	前	四〇・九五～五九・九〇メートル
	後	〇〇・四二二キロメートル
亀山市木下町字宮之前一九九番三から同市木下町字上野岡三六三番一まで	前	三六・三八～五九・九〇メートル
	後	〇〇・一二九キロメートル
亀山市加太中在家字酒屋田七〇六八番から同市加太中在家字酒屋田七一八三番一まで	前	七四・〇三～八二・七九メートル
	後	〇〇・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第四十二号

平成二十九年四月一日付けで次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯田市龍江五一〇〇番一九から同市龍江五一〇〇番五一まで	前	二五・三〇～二七・〇〇メートル
	後	二一・八〇～二二・八〇メートル
飯田市上久堅九〇二九番一七から同市上久堅八〇三〇番二まで	前	一五・〇〇～一三・〇〇メートル
	後	一三・〇〇～一二三・七〇メートル
飯田市上久堅一七四五番一から長野県下伊那郡喬木村一四〇一五番一まで	前	一六・二〇～二五四・三〇メートル
	後	一一・五〇～二三七・一〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県木曽郡木祖村大字藪原四七番一から同村大字藪原九八番三まで	前	一五・三三～三七・四八メートル
	後	一七・〇〇～三九・二六〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第四十四号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
亀山市加太神武字畑四四八〇番二から同市加太板屋字小黒見四五八四番七まで	前	二〇・六七～六八・九三メートル
	後	三一・九〇～八二・六八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区長沼字太郎丸坪八九七番二から同市葵区宮前町一〇八番二まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月一日

○中部地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千六百五十七号東駿河湾広域都市計画道路事業三・三・十号沼津三島線

三　事業施行期間　自平成八年八月十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし